

2009年
ニューメディア人権機構総会

2009年6月8日 大阪人権センター

プログラム

●第1部 総会（13：30～14：10）

開会

主催者あいさつ

議事

第1号議案：2008年度 事業報告

第2号議案：2007年度／2008年度 会計報告

第3号議案：2007年度／2008年度 会計監査報告

第4号議案：2009年度 事業計画（案）

第5号議案：2009年度 会計予算（案）

第6号議案：2009年度 理事・監事選任（案）

質疑・採択

閉会

●第2部 記念講演（14：20～16：00）

テーマ： 宇宙船地球号の乗組員として～CSRと人権～

講 師： 山本 敏晴さん（NPO法人 宇宙船地球号 事務局長）

第1号議案 2008年度 事業報告

ニューメディア人権機構の「設立趣意書」には「インターネットを人権の視点から有効活用することで『罪』の部分を克服し、『功』の面を推進する取り組みが求められている」という一節があります。1999年の「ふらっと」開設当時「野放し」といわれたインターネット上の人権状況はこの10年で改善されたのでしょうか。技術やサービス面での驚異的な進化とは裏腹に、「罪」の部分の克服は残念ながら進んでいないのが現状です。人権問題に関して責任ある立場からの「確かな」情報発信が求められるなかで、ニューメディア人権機構では以下の活動を中心に取り組んできました。

1) 「人権情報ネットワークふらっと」の運営

「ふらっと」は人権問題をもっと身近に、もっとやさしくをキーワードにしつつ、人権問題をより広くとらえ、より深く考えるヒントとなるコンテンツづくりを心がけてきました。社会を「ふらっと」に見つめる視点を提供する企画も増やすなかで、毎週金曜日に発行しているメールマガジン「ふらっとプレス」とも連動しながら、イベント情報やトピックスなどの頻繁な更新で人権にまつわるタイムリーかつ有用な情報を発信してきました。

2) 特集「部落は今」連載を掲載

部落解放運動や同和行政をめぐる一連の不祥事によって、部落問題に関する誤った情報が増加しています。運動の功罪はもとより、部落の人や生活はいまどのような現状にあるのかを、角岡伸彦さんと社納葉子さんに特集「部落は今」としてエッセイとルポを執筆いただき、連載しました。

3) ふらっと教室・人権教材の紹介

人権教育、啓発教材を紹介するページ「ふらっと教室」では、大阪同和・人権問題企業連絡会（大阪同企連）などの協力をいただきながら、コンテンツの充実に努めてきました。各種教材やワークシートをダウンロードできるページなどアクセスを集める人気コンテンツとなっています。

4) ふらっと相談室の運営

「ふらっと相談室」には、人権問題に関する様々な相談が寄せられています。相談は「事例で納得 Q&A」、「悩みの相談広場」「専門家に相談」の3段階で受け付け、それぞれ協力をいただいている専門機関が対応にあたっています。前回の総会以降、2009年3月末までに「専門家に相談」に寄せられた相談は23件。個人情報の漏洩、結婚差別、DV、子どもの虐待などの相談も寄せられています。

5) 携帯ページの開設

若者の携帯利用状況、携帯コンテンツでの人権情報の不足など（P.11にレポート）を踏まえて、「BeFLAT」に掲載している「日常の中の人権」のページ、「スクール・セクシュアル・ハラスメント」「データDV」の二つのQ&Aを携帯コンテンツとして公開しました。

第2号議案 2007年度 会計報告

2007.4.1～2008.3.31

(単位:円)

収入の部

科目	予算額	決算額	内訳
◆前年度繰越金	11,343,016	11,343,016	
◆会費収入	13,300,000	12,700,000	賛助会費 127口
◆雑収入	56,984	73,911	
	5,440	28,911	受取利息
	51,544	45,000	CD-ROM在庫処分
◆合計	24,700,000	24,116,927	

支出の部

科目	予算額	決算額	内訳
◆事業費	15,500,000	5,537,021	
	7,000,000	3,297,281	HP作成費・原稿料・取材費・研究開発費
	500,000	258,979	HP作成資料・本代
	1,000,000	655,200	サーバーレンタル
	2,000,000	1,325,561	備品費(パソコン関係等)
	3,000,000	0	映像研究・開発費→HP作成費に含む
	2,000,000	0	携帯サイト研究・開発費→HP作成費に含む
◆管理費	7,080,000	6,106,201	
	1,680,000	1,697,400	事務所部屋代
	400,000	384,885	事務費(通信費・会議費・諸会費等)
	4,000,000	3,525,000	人件費
	1,000,000	498,916	法定福利費・福利厚生費
◆予備費	2,120,000	69,750	引っ越し費用
◆次年度繰越金	0	12,403,955	
◆合計	24,700,000	24,116,927	

第2号議案 2008年度 会計報告

2008.4.1～2009.3.31

(単位:円)

収入の部

科目	予算額	決算額	内訳
◆前年度繰越金	11,443,208	12,403,955	
◆会費収入	12,500,000	12,000,000	賛助会費 120口
◆雑収入	56,792	35,671	
	28,911	20,171	受取利息
	27,881	15,500	CD-ROM在庫処分
◆合計	24,000,000	24,439,626	

支出の部

科目	予算額	決算額	内訳
◆事業費	15,500,000	6,186,106	
	7,000,000	4,428,744	HP作成費・原稿料・取材費・研究開発費
	500,000	200,828	HP作成資料・本代
	1,000,000	683,550	サーバーレンタル
	2,000,000	872,984	備品費(パソコン関係等)
	3,000,000	0	映像研究・開発費→HP作成費に含む
	2,000,000	0	携帯サイト研究・開発費→HP作成費に含む
◆管理費	7,080,000	5,998,782	
	1,680,000	1,708,500	事務所部屋代
	400,000	265,500	事務費(通信費・会議費・諸会費等)
	4,000,000	3,525,000	人件費
	1,000,000	499,782	法定福利費・福利厚生費
◆予備費	1,420,000	0	
◆次年度繰越金	0	12,254,738	
◆合計	24,000,000	24,439,626	

第3号議案 2007年度／2008年度 会計監査報告

会計監査報告

ニューメディア人権機構の2007年度および2008年度の会計報告について監査を行いましたところ、適正に処理されていたことを報告します。

2009年 5月 19日

岸 本 昌 三 

山 稔 健 = 

第4号議案 事業計画(案)

2009年11月11日、「ふらっと」は開設から満10年を迎えます。「ふらっと」は、月平均15万アクセスをコンスタントに記録し、検索エンジンでも常に上位に表示されるなど、国内外のインターネット・ユーザーからも信頼と支持を得られるまでに成長してきました。

この10年という区切りを大きなステップと位置付け、「じっくり読めるサイト」というこれまでの特徴に加えて、人権教育・啓発に関わる人たちがより「使いやすい」コンテンツの作成にも留意し、「しっかり読めて、たっぷり使えるサイト」をめざして取り組みます。

今後も「ふらっと」「BeFLAT」および「ふらっとプレス」において良質な人権情報を発信するとともに、「ふらっと相談室」の拡充、会員の皆様が人権研修に活用していただける教材の開発などにも取り組みます。そのために10周年を期に3つのプロジェクトチームの設置をふくめて以下の取り組みを進めます。

1)ふらっとの充実

引き続き「ふらっと」の運営、充実に取り組みます。ビデオコンテンツの導入、コラムの充実などをふくめて、より幅広いコンテンツの発信につとめます。

2)ふらっと相談室の運営

インターネット上での人権相談窓口「ふらっと相談室」の運営、相談体制の充実に取り組みます。特に大阪府の人権相談機関ネットワークとの連携を強め、各種相談機関の協力を得ながら相談活動の充実をめざします。

3)10周年プロジェクトチームの設置

●リニューアルPT

新たなシステム構築も含めリニューアルを行います。グーグルなどの検索エンジンでより上位に表示され、ユーザーが目的の情報によりアクセスしやすいようにするためのシステム構築をはじめ、コンテンツ全体の見直し、より多様な情報やオピニオンの発信、相談室の「Q&A」の拡充に併せて、携帯からも全てのQ&Aにアクセスが可能にするなどサイト全体のリニューアルを行います。

●ふらっと相談室PT

深刻な不況が続き、さらなる困難の増加が懸念されるなか、生活全般に関する相談窓口の必要性は高まっています。「ふらっと相談室」を今まで以上に利用しやすくするために、機能を整理し、とくにアクセスの多い「Q&A」を拡充、あわせて専門相談機関との連携を強化します。「Q&A」の拡充に併せて、2003年に発刊した「人権相談ハンドブック 暮らしに役立つQ&A」の全面改訂に着手します。

●認定NPO法人資格取得PT

特定非営利活動法人(NPO法人)のうち一定の要件を満たすものとして国税庁長官の認定を受けたNPO法人(認定NPO法人)に対して行った寄付を寄付金控除等の対象とする税制上の特例措置が講じられています。将来的に認定NPO法人資格を取得するために、まずはNPO法人資格の取得を検討します。

第5号議案 2009年度 会計予算(案)

2009.4.1～2010.3.31

(単位:円)

収入の部

科目	予算額	内訳
◆前年度繰越金	12,254,738	
◆会費収入	8,900,000	賛助会費 89口
◆雑収入	45,262	
	20,171	受取利息
	25,091	CD-ROM在庫処分
◆合計	21,200,000	

支出の部

科目	予算額	内訳
◆事業費	9,000,000	
	7,000,000	HP作成費・原稿料・取材費・研究開発費
	300,000	HP作成資料・本代
	700,000	サーバーレンタル
	1,000,000	備品費(パソコン関係等)
◆管理費	6,200,000	
	1,800,000	事務所部屋代
	300,000	事務費(通信費・会議費・諸会費等)
	3,600,000	人件費
	500,000	法定福利費・福利厚生費
◆予備費	6,000,000	
◆合計	21,200,000	

第6号議案 2009年度 理事・監事選任（案）

●理事長

武者小路 公秀

(元国連大学 副学長／財団法人 アジア・太平洋人権情報センター 会長)

●理事

- | | |
|--------|---------------------------|
| 赤井 隆史 | (部落解放同盟大阪府連合会 書記長) |
| 生野 弘道 | (社団法人 大阪府私立病院協会 会長) |
| 上杉 孝實 | (世界人権宣言大阪連絡会議 代表幹事) |
| 大西 英雄 | (大阪同和・人権問題企業連絡会 理事長) |
| 梶本 徳彦 | (社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会 会長) |
| 川口 清一 | (日本労働組合総連合会大阪府連合会 会長) |
| 北口 末廣 | (部落解放同盟大阪府連合会 執行委員長) |
| 進藤 斗志代 | (人権啓発推進大阪協議会 会長) |
| 榮 俊英 | (同和問題にとりくむ大阪宗教者連絡会議 代表委員) |
| 津田 進 | (大阪企業人権協議会 副会長) |
| 寺木 伸明 | (社団法人 部落解放・人権研究所 理事長) |
| 富永 猛 | (部落解放大阪府民共闘会議 議長) |
| 橋下 徹 | (大阪府知事) |
| 平松 邦夫 | (大阪市長) |
- (50音順)

●監事

岸本 晶三 (大阪同和・人権問題企業連絡会 専務理事)

山根 健二 (部落解放大阪府民共闘会議 事務局次長)

(50音順)

※なお、監事につきましては、本来ならば2009年度から会計監査をお願いするところですが、2007年度と2008年度についても監査していただくことを、理事会において決定いたしました。

記念講演

●テーマ

宇宙船地球号の乗組員として～CSRと人権～

持続可能な社会を実現するためには、企業と市民が行わなければならない
さまざまな仕事がある、ということを人権の視点で話していただきます。

●講 師

山本 敏晴さん（NPO法人 宇宙船地球号 事務局長）

医師として、写真家として海外で医療救援活動をつづける山本敏晴さんは、私たち 65 億人が住む地球を、宇宙空間を飛ぶ巨大なジャンボジェット機にたとえ「宇宙船地球号」と名づけている。「ファーストクラスに座るのは先進国の欧米人、日本人ら約 20 億人。残りの 45 億人は、エコノミークラスどころか、満足な水も食糧もなく、教育も受けられず、貨物室にぎゅうぎゅ詰めに押し込まれている。50 年後には 100 億人を突破するであろう人口、不足するエネルギー燃料を奪い合って起きるだろう戦争・・・」。年間約 50 回はこなす講演で、多くの若者たちに語りかける。「私たちは墜落寸前の宇宙船に乗っていることを自覚し、もっと世界に目を向けなければ」と。

(ふらっと「未来に続く、ほんとうに意味のある国際協力を求めて」より)

更新の記録

●2009

2009/05/29

地域医療を住民の手で守った
県立柏原病院の小児科を守る会

2009/05/22

ふらっと教室：人権学習シリーズ Vol.4
ちがいのとびらー多様性と受容ー

2009/05/01

「親をモンスターにしてはいけない」
保護者と教師が今こそつながるために必要なこと
大阪大学大学院人間科学研究科教授 小野田正利さん

2009/04/22

ふらっと教室：人権学習シリーズ Vol.03 暮らす

2009/03/31

携帯サイト：「BeFLAT」のQ&Aを公開
この携帯サイトは「ふらっと」内の10代の人権を考えるページ
「BeFLAT」にあるQ&Aを掲載しています。

2009/03/25

ふらっと教室：人権学習シリーズ Vol.02 働く

2009/03/02

「人生、終わりあかんでもまあええか」
おおらかな看取りを地域でふわっと支援したい。
「さくらいクリニック」桜井隆さん

●2008年

2008/12/19

特集「部落は今 結婚、就職、そして…」
部落問題ありのまま 最終回
私が“今も”ここにいる理由 社納葉子

2008/12/09

自殺実態が解明されれば、自ずと対策は見えてくる。
NPO法人自殺対策支援センター「ライフリンク」清水康之さん

2008/11/28

BeFLAT 日常のなかの人権「デートDV」Q&A
Q1：デートDVって何ですか？ 他12問

2008/10/24

特集「部落は今 結婚、就職、そして…」
部落問題ありのまま vol.5
被差別の枠をこえ、大きな視点でとらえたい 社納葉子さん

2008/10/10

ふらっと教室 取り組みの紹介
「CSRって何のこと？」

2008/09/22

改正戸籍法施行を機に考える「戸籍と人権」
立命館大学法学部教授 二宮周平さん

2008/08/29

BeFLAT 少数派である、ということ。
一人で聞え。怒りを忘れるな。
FOIL代表 竹井正和さん

2008/08/15

見なされることへの不安が部落差別を生み出す
近畿大学教授 奥田均さん

2008/07/25

特集「部落は今 結婚、就職、そして…」
偏屈でも、いいかな？ 最終回
鳥のように自由に - 「小さな世界」を考える 角岡伸彦さん

2008/07/01

罪を犯した障害者も共に暮らせる社会を
元衆議院議員 山本謙司さん

2008/06/14

特集「部落は今 結婚、就職、そして…」
部落問題ありのまま vol.4
「軽い気持ち」がもたらした深い傷と痛み 社納葉子さん

2008/05/23

特集「部落は今 結婚、就職、そして…」
偏屈でも、いいかな？ その5
恐るべき壁、その名は「無関心」 角岡伸彦さん

2008/05/09

特集「部落は今 結婚、就職、そして…」
部落問題ありのまま vol.3
それぞれの「わたし」と解放運動 社納葉子さん

2008/04/04

特集「部落は今 結婚、就職、そして…」
偏屈でも、いいかな？ 番外編
BOY MEETS BURAKU
大学生、屠場を撮る 角岡伸彦さん

●ふらっと相談室 事例で納得Q&A

2009/05/20 障害者問題 11問

2009/04/21 多民族共生問題 10問

2009/03/25 ジェンダーに関する問題 10問

2009/02/13 子どもに関する問題 11問

2008/12/17 高齢者問題 10問

2008/11/05 障害者問題 10問

2008/09/26 多民族共生問題 10問

2008/08/20 「部落」問題 7問

2008/07/17 性に関する問題 9問

2008/05/13 ジェンダーに関する問題 10問

2008/04/11 子どもに関する問題 10問

「携帯」ネットと10代の子どもたち 「ふらっと」携帯サイト開設にあたって～

パソコンメディアとしての「携帯」

携帯電話の契約数が固定電話の数を超えたのが2000年。その後、急激な勢いで普及をとげ、07年9月現在でその数は約9900万台に達しています(1)。ほぼ1人に1台といつてよい数値です。携帯は、もはやただの「電話機」ではありません。マスメディアの代表がテレビだとすれば、携帯は、個々の志向、欲求に対応してくれるパソコンメディアの代表格の一つであるといえます。

文部科学省実施の子どもの携帯利用に関する全国調査(2)によると、小6で24.7%、中2で45.9%、高2では95.9%が携帯を持っています。

現在の10代の子どもたちが物心ついた頃には、すでにネットへのアクセスツールとしての携帯は「当たり前」のものとして存在していました。携帯は彼・彼女にとって、パソコンよりもずっと身近なパソコンメディアとなっています。パソコンがなくては仕事にならない、情報収集はパソコンで…と考えがちな「大人」の感覚と10代の子どもたちの感覚には、かなりの世代間ギャップがあることは否めません。

友人とのメール交換、ネットによる情報収集はもちろんのこと、各種コミュニティサイト、掲示板などにおける交流も盛んです。また着メロ、待受画面に何を選ぶか、携帯にどんなストラップ、アクセサリーをつけるかなどが、一種の自己表現、自己主張の手段ともなっています。彼・彼女にとっての携帯は「もはや生活の一部」というよりも身体の一部」なのだ、という指摘もあるほどです(3)。

「携帯」の問題点

このような10代の携帯利用には、さまざまな問題が存在しています。

前述の全国調査によると「インターネットの掲示板やメールで悪口を書かれた」は高2で9.4%、「自分の個人情報や写真などを無断で流された」は5.1%となっています。「学校裏サイト」(4)は、2008年現在で38,260件確認されています(5)。また友人同士とのメール交換では「30分ルール」(6)と呼ばれる決まりがあるとされ、メール漬け、メール依存が指摘されてもいます。

携帯を「よく使う」場面は「自分の部屋などで1人でいるとき」が最も高い数値を示しました(小6 27.0%、中2 62.0%、高2 67.8%)。中高生の間で流行しているプロフ(7)の公開をしたことがある高2は44.3%である一方、自分の子どもがプロフの公開をしたことがあると思う高2保護者は16.5%と、かなりのギャップが見られます。大人の目の届かない場所で、10代の世界だけにとどまらず、出会い系サイトやなりすましメール、架空請求、ワンクリック詐欺など、悪意ある誘惑や犯罪行為に出会ってしまう可能性も大いに危惧されます。

しかし、問題があるからと理由も告げずに強引に取り上げたり、制限を課したりするだけでは、子どもたち自身の気づきも成長ものぞめないでしよう。ネット上の一般的なマナーと携帯におけるメディアリテラシーを大人が子どもたちにきちんと教え、さまざまな問題の一つひとつに対処していく力を子どもたち自身に身につけさせる必要があります。

「携帯」のプラス面

とはいえる、携帯は子どもたちにとってマイナスの要素ばかりではありません。

ネット上の事典・辞典の利用、勉強に関する情報の探索など、さまざまな情報を有効に使いこなしていたり、適切な距離をわきまえながらのコミュニティサイト、掲示板での情報交換、交流を楽しんでいる子どもたちも多くいます。家族と直接話すのが億劫でもメールなら互いの気持ちを伝えあえる場合もあります。

また家庭、学校、地域のどこにも自分の居場所をみつけることができず、孤立し、疎外感を抱いている10代の子どもたちもかなり多いと考えられます。安らぎの場であるはずの家庭で親から虐待を受けている場合もあるでしょう。学校でのいじめ、友人や身近な大人から受けた差別的な言動でひどく傷ついている、交際相手からの暴力、性の問題…。悩みがあっても、さまざまな人権侵害を受けていても、それが人権侵害であることさえもわからず、どうしていいかわからない、誰にも相談できない…。そんな時、身近な存在、「身体の一部」ともされる携帯からのネットへのアクセスが、彼・彼女のかけがえのない居場所となり、情報や知恵を求める場ともなるのです。実際、無数に存在するコミュニティサイト、掲示板などでは日々、さまざまな悩みや苦しみがうちあけられています。ニックネームや匿名でうちあけることが、書き込む側に「安心」「安全」をあたえています。これは誹謗中傷や差別的書き込みを垂れ流す際のものとはまったく違う匿名性の利点です。また自分で書き込むのは…という躊躇があったとしても、ほかの人の相談や回答、適切な対応法や情報に

触れるだけで十分な参考となり、不安は軽減されるでしょう。

少ない人権情報

2006年、携帯は「ケータイ2.0」と呼ばれる新しい時代を迎えました(8)。

携帯台数がほぼ「1人1台」に達したこと、パケット定額制の普及による携帯ネットへのアクセスの増加、トップメニューへの検索エンジンの採用などがその大きな特徴です。特に検索エンジンの採用により、それまでは公式サイト(9)が主流だった携帯ネットの世界が、非公式(一般)サイトへのアクセスに大きく扉を開くこととなりました。その質は玉石混淆ながらも、享受しうる情報量はますます膨大なものとなっています。

しかし、このような携帯ネットの世界を人権問題、社会問題を切り口として概観したところ、行政及び公的機関によるサイトを除けば、マイナリティ当事者が開設する掲示板やブログ、特定の社会問題に関する情報提供のためのサイトなどが、個別にわずかながら散見されるのみです(10)。特に一般サイトでは開設者情報が明示されていない、未成年に不適切なサイトへの誘導を促すバナー広告が貼られているなど、その信頼性や運営方法に疑問の生じるサイトもみられました。

またコミュニティサイト、掲示板では、真摯に応える書き込みも多々みられる一方で、ふざけた回答があつたり、誤った情報が飛び交う場合もあります。そのことで傷を深めたり、いつそうの混乱を招く場合もあるでしょう。

「ふらっと」携帯サイトの開設

このような状況のなか、子どもたちのために大人ができる事とはなんでしょう？それは、信頼しうる適切な情報や知恵を、子どもたちが手に入れやすい場所に提供することではないかと、ニューメディア人権機構は考えました。

そこで、「ふらっと」携帯サイトを開設し、10代の子どもたちに向けての情報発信を始めました。現在のところ類似サイトはみあたらず、唯一無二といつてもいい存在です。今後も随時、コンテンツの充実をはかってゆきます。

【註】

(1)『ケータイ白書2008』(モバイル・コンテンツ・フォーラム監修、インプレスR&D)／(2)「子どもの携帯電話等の利用に関する調査」(文部科学省、2009年2月)／(3)『ケータイ不安 子どもをリスクから守る15の知恵』(加納寛子・加納良平著、NHK出版)／(4)特定の学校の生徒のために開設された非公式の匿名掲示板のこと。「大人」の目を離れた場所に設けた「秘密基地」のようなもので、本来はたわいのない情報交換と交流のためのもの。しかし誹謗中傷、プライバシーの暴露など、ネット上のいじめの温床となりやすく、その点が問題視されている。／(5)『青少年が利用する学校非公式サイトに関する調査報告書』(文部科学省、2008年3月)／(6)30分以内にメールの返信を行わないと、相手を嫌っているという意思表示になる、という子ども独自のルール。／(7)「プロフィール」の略。趣味、誕生日、血液型など、自身の情報をネット上に登録、公開したもの。フォーマットを無料提供しているサイトが多くあり手軽に作成でき、見た人が書き込める機能などもある。リスクに無自覚なままのネット上の個人情報公開、対象になりますのプライバシーや虚偽情報の暴露といった悪質な使い方によっていじめの手段とされる点などが問題として指摘されている。／(8)『誰も知らないケータイ世代 ケータイが変える若者マーケティング』(市川茂浩著、東洋経済新報社)／(9)携帯電話会社公認のサイトのこと。公認されればトップページのメニューから直接たどることができようになる。一定の基準をクリアせねばならないため信頼性は高いが、外部リンクが困難、広告掲載ができないなど制限も多い。05年ソフトバンクの調査によると、公式サイトの数はNTT5844、au4720、Vodafone(現ソフトバンク)約3300。それに対し、制限なく自由に開設できる非公式(一般)サイトはその数百倍、数千倍あるともいわれている。／(10)ニューメディア人権機構によるリサーチにもとづく(調査時期08年9月)。

【その他参考資料】

『ケータイ世界の子どもたち』(藤川大祐著、講談社現代新書)／『学校裏サイト ケータイ無法地帯から子どもを救う方法』(下田博次著、東洋経済新報社)／『子どもとケータイ Q&Aで学ぶ正しいつきあい方』(モバイル社会研究所監修、遊橋祐泰他著、リックテレコム)／『ケータイチルドレン 子どもたちはなぜ携帯電話に没頭するのか』(石野純也著、ソフトバンク新書)／『12歳からのインターネット ウェブとのつきあい方を学ぶ36の質問』(荻上チキ著、ミシマ社)／『体系的に学ぶ携帯電話のしくみ第2版』(神崎洋治・西井美鷹著、日経BPソフトプレス)

正会員（加盟団体）

財団法人 アジア・太平洋人権情報センター
 大阪企業人権協議会
 大阪市
 社団法人 大阪市人権協会
 社団法人 大阪市母と子の共励会
 大阪商工会議所
 社団法人 おおさか人材雇用開発人権センター
 大阪同和・人権問題企業連絡会
 大阪府
 社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会
 社団法人 大阪府私立病院協会
 大阪府人権教育研究協議会
 財団法人 大阪府人権協会
 大阪府人権福祉施設連絡協議会

社会福祉法人 大阪府総合福祉協会
 大阪府立学校人権教育研究会
 社団法人 関西経済同友会
 社団法人 関西経済連合会
 学校法人 近畿大学
 社会福祉法人 恩賜財団 済生会支部大阪府済生会
 人権啓発推進大阪協議会
 世界人権宣言大阪連絡会議
 同和問題にとりくむ大阪宗教者連絡会議
 日本労働組合総連合会大阪府連合会
 社団法人 部落解放・人権研究所
 部落解放大阪府民共闘会議
 部落解放同盟大阪府連合会
 (50音順・2009.5.26現在)

賛助会員

株式会社アーバネットクス
 イオンリテール株式会社 西日本カンパニー
 イトキン株式会社
 株式会社IMAGICAウェスト
 株式会社NTT西日本一関西
 エヌ・ティ・ティ番号情報株式会社関西支店
 NECシステムテクノロジー株式会社
 株式会社大倉
 大阪ガス株式会社
 大阪ガスオートサービス株式会社
 学校法人 大阪産業大学
 大阪市人権啓発推進協議会
 株式会社オージースポート
 株式会社オージス総研
 株式会社オージック
 オムロン株式会社 大阪事業所
 カネヨウ株式会社
 関西電力株式会社
 株式会社かんでんエンジニアリング
 関電不動産株式会社
 キッコーマン株式会社 近畿支社
 キリンビール株式会社 近畿圏統括本部
 学校法人 近畿大学
 近畿日本鉄道株式会社
 株式会社きんでん
 株式会社きんぱい
 株式会社キンレイ
 株式会社クボタ
 倉敷紡績株式会社

株式会社ケイ・オブティコム
 京阪電気鉄道株式会社
 興和株式会社 大阪支店
 株式会社KOSMO
 コスモエンジニアリング株式会社
 コスモ警備保障株式会社
 コスモ建物管理株式会社
 コスモビルテクノ株式会社
 コスモビル保全株式会社
 小林製薬株式会社
 山九株式会社
 サンスター株式会社
 参天製藥株式会社
 サントリー株式会社
 JFEスチール株式会社
 株式会社資生堂
 学校法人四天王寺学園 四天王寺大学
 株式会社商工組合中央金庫 大阪支店
 信越化学工業株式会社
 住友商事株式会社
 住友電気工業株式会社
 摂津水都信用金庫
 全日本空輸株式会社
 象印マホービン株式会社
 株式会社損害保険ジャパン
 株式会社ダイエー
 ダイキン工業株式会社
 大成建設株式会社 関西支店
 大同生命保険株式会社

ダイハツ工業株式会社
 大和ハウス工業株式会社
 田辺三菱製薬株式会社
 学校法人 塚本学院 大阪芸術大学
 テルウェル西日本株式会社
 株式会社電通 関西支社
 西日本電信電話株式会社
 西日本旅客鉄道株式会社
 株式会社日建設計
 ニッセイ同和損害保険株式会社
 日本生命保険相互会社
 株式会社ニュージェック
 株式会社日立製作所 関西支社
 日の出証券株式会社
 富士火災海上保険株式会社
 株式会社不動テトラ 大阪本店
 部落解放同盟大阪府連合会
 ベガサスミシン製造株式会社
 株式会社マイカル
 株式会社みずほインベスタート証券
 みずほ証券株式会社
 三井造船株式会社 関西支社
 森下仁丹株式会社
 株式会社山善
 ラサ商事株式会社
 株式会社レナウン
 (50音順・2009.5.26現在)

ニューメディア人権機構 規約

【第一章 総則】

第1条 名称

本会は、「ニューメディア人権機構」と称し、英語では Newmedia Human Rights Organization (略称 NRO) と称する

第2条 事務局

本会は、第13条に定める事務局を、大阪市浪速区久保吉1-6-12におく

第3条 目的

本会は、インターネットをはじめとするニューメディアを活用し、国連の提唱する人権の21世紀の実現に向けて、ホームページ「人権情報ネットワーク ふらっと」の運営を中心とした活動によって、ネット上のみならず、社会全体の人権意識の向上に寄与することを目的とする

第4条 事業

本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う

- (1) ホームページ「人権情報ネットワーク ふらっと」の運営
- (2) ふらっと及びその他のメディアを活用した人権相談事業
- (3) ふらっと及びその他のメディアを活用した人権教育・啓発事業
- (4) ふらっと及びその他のメディアを活用した人権ネットワーク事業
- (5) その他本会の目的を達成するために必要な事項

【第二章 会員】

第5条 会員および賛助会員

本会の会員は次の2種とし、入会しようとするものは、理事長の承認を得なければならない

- (1) 正会員 本会の目的に賛同した個人または団体
- (2) 賛助会員 本会の事業を賛助するために入会した個人または団体

第6条 会費

会員は、理事会において別に定める会費を拠出するものとする

【第三章 役員】

第7条 役員の種別

本会に、次の役員をおく

- (1) 理事長1名
- (2) 理事20人以内（事務局長を含む）
- 2 理事及び監事は総会において選任する
- 3 理事長、副理事長及び専務理事は理事の互選により定める

第8条 役員の職務

理事長は本会を代表し、会務を総理する

- 2 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故あるときはこれを代理する
- 3 専務理事は会務を統括する
- 4 事務局長は専務理事を補佐し、事務局を統括し、本会業務を処理する

5 理事は理事会を組織して、会務を執行する

6 監事は本会の会計及び理事の業務執行状況を監査する

第9条 任期

役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

【第四章 機関】

第10条 機関

本会は、その趣旨、目的の達成と会務の円滑な遂行のために次の機関をおく

- (1) 総会
- (2) 理事会

第11条 総会

総会は、正会員をもって組織する

- 2 総会は、正会員の過半数の出席がなければ開会することができない
- 3 総会の議事は、出席正会員の過半数を持って決し、可否同数のときは、議長の決するところとする

4 総会は年1回、理事長が招集し、次の事項を議決する

- (1) 理事、監事の選任
- (2) 事業計画および収支予算の決定
- (3) 業務報告および収支決算の報告
- (4) その他、本会の運営に関する重要な事項

第12条 理事会

理事会は、理事によって構成する

- 2 議長は理事長が務める
- 3 理事会は、理事数の3分の2以上の出席がなければ開会することができない
- 4 議事は構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、理事長の決するところによる

5 理事会は次の事項を議決する

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

第13条 事務局

企画、運営、その他本会の事務を処理するため、事務局をおく

【第五章 会計】

第14条 会計

本会の経費は、会費その他の収入をもって支弁する

2 収支の管理は、事務局長が行う

第15条 会計年度 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる（但し2000年度については10月1日から翌年3月31日とする）

【第六章 規約改正】

第16条 規約改正

この規約は、総会において、出席者の3分の2以上の同意を得なければ変更できない

【第七章 雜則】

第17条 委任

この規約の施行について必要な事項は、規約で定めるほか、総会の議決を経て、理事長が別に定める

附則 この規約は2000年9月29日から施行する

